

I. 戦争目的全体

1. アメリカ合衆国が第二次世界大戦に参戦する（真珠湾攻撃を受ける）前の 1941 年 8 月 14 日に、[大西洋憲章\(The Atlantic Charter\)](#)が採択されている。そして、真珠湾攻撃後の 1942 年 1 月 1 日に、[連合国宣言\(Declaration by the United Nations\)](#)が採択される。これらに示されている国際秩序構想は、国際連盟や大東亜共栄圏構想と比較した場合、どのような特徴があるか。
2. 1943 年の[モスクワ宣言\(Joint Four-Nation Declaration, Moscow Conference\)](#)の 4 項に、“a general international organization”という表現が見られる。この general とはどういう意味か。また、なぜこの形容詞が付されたのか。

II. 経済

Franklin D. Roosevelt 米大統領は、[対日宣戦布告](#)において、“we will not only defend ourselves to the uttermost but will make it very certain that this form of treachery shall never again endanger us.”と述べ、戦後の国際制度構築を視野に入れていた。

経済面においても、アメリカ合衆国は参戦前から戦後国際制度の検討を開始していた。イギリスを初めとする連合国への輸出を伸ばし、戦時景気により世界恐慌から脱却したものの、戦後には戦時バブルがはじけることが予想されていたからである。

「アメリカの戦後構想の柱は、一方での、終戦時におけるアメリカの過剰な生産能力、他方における諸外国の巨額の復興需要とその資金不足という問題にいかに対処するかにあった。終戦直後には、アメリカは戦時中の輸出によって、世界の金準備の 8 割を保有するまで金蓄積を進めており、また、連合国に対しては武器貸与法によって 467 億ドルという巨額の資金を貸し付けていた。英仏をはじめ連合国は、既に外貨準備を対外支払にあてており、アメリカから貸与された資金の返済も不可能で、まして復興需要のための資金はどこにも存在しない状況にあった。……他方、アメリカは国内の需要以上の生産能力を保有しており、他国の購買力の不足という問題に対処しなければ輸出を継続できず、過剰生産能力が一気に顕在化する可能性があった。アメリカは、この問題への対処の必要から戦後の世界経済の枠組みを提示した。」（新岡智ほか（編）『国際経済政策論』（有斐閣、2005 年）10 頁）

1. [Roosevelt の 1940 年一般教書演説](#)（中程の “Twenty-one American Republics” から始まる段落以下）および [1941 年 5 月 18 日の Cordell Hull 国務長官ラジオ演説](#)（傍線部分）によれば、第二次世界大戦の原因を米政府はどのように分析しており、どのような処方箋を描いていたか。

2. [大西洋憲章](#)の起草時にもめたのは、4 項および 5 項、とりわけ 4 項だったと言われている。同様に、[1942 年米英相互援助条約](#) 7 条についても一悶着あった。なぜ、これらについてもめたのだろうか。
3. 大西洋憲章 5 項には国際協力が謳われており、これはすなわち 19 世紀型の自由貿易制度への回帰の否定を意味する。なぜ否定しなければならなかったのか。また、どのような協力が必要と考えられたか。
4. 米英間での大論争の末に、[国際通貨基金\(IMF\)協定が 1944 年に採択](#)され、翌 45 年に発効した (IMF の業務開始は 1947 年)。同協定は、通貨に関し、次のような制度を定めた (IMF 協定は数次の改正を経ており、現在 IMF ウェブサイトで見ることができるのは[最新版](#)である。ここでは、上記リンク先の 1944 年版を参照されたい)。
 - A) 加盟国通貨は、金または米ドルによりその平価を表示される (4 条 1 項(a))。
 - B) 加盟国は、為替相場を平価から上下 1% の範囲内に抑える (4 条 3 項(i))。
 - C) 平価の変更は IMF の同意がなければなし得ない (4 条 5 項)。
 - D) 国際収支の一時的不均衡により外貨が不足する場合、一定の上限内で、自国通貨と引き替えに当該外貨の貸付を IMF から受けることができる (5 条)。
 - E) 特定の通貨 (要するに米ドル) が基金に不足する場合、基金はその拠出を割り当てることできる (7 条 3 項)。
 - F) C)・D) のために、常設的機構として IMF を設立する (序条)。

これら制度の目的は 1 条に明記されている。それぞれの制度は、IMF の目的とどのように結びついているか。

5. IMF と同時に、国際復興開発銀行 (IBRD) も設立された。こちらは、「復興」あるいは「開発」のために加盟国に貸付を行い、また、民間投資家の貸付への保証を行う (IBRD 協定 3 条 4 項。こちらは[最新版](#)(IBRD Articles of Agreement)を見ても差し支えない)。「復興」とは、「開発」とは、それぞれ何を意味するか。
6. 「ブレトン・ウッズ協定 (IMF 協定・IBRD 協定) はなるほど長期には [パクス・アメリカナをつくりだす基盤構造の一つとなるという] 歴史的意味を持ったが、短期的に見れば、戦後世界を形成するのに取り立てた役割をはたさなかった。じつのところ戦後の移行期に関するならば、その機構は、……第二次大戦後の混乱しあるいは疲弊した英国と西欧経済、そしていわんや世界資本主義経済全体を立て直す機構となるにはあまりに非力であった。というよりこの時点では、この機構にそのような役

割を望むこと自体が、非現実的な期待に過ぎなかった。」(紀平英作『パクス・アメリカーナへの道』(山川出版社、1996 年) 90 頁)

では、第二次大戦後の世界資本主義経済全体を立て直したのは何か。

IMF 協定・IBRD 協定の日本語版は、[外務省ウェブサイト](#)から入手できる。「条約名」の欄に「国際通貨基金」あるいは「国際復興開発銀行」と入れて検索すればすぐに見つかる。GATT の日本語訳は一般の条約集に含まれている。なお、佐分晴夫「GATT の訳文」書齋の窓 598 号 (2010 年) に面白い話が載っている。

条約文について

シラバスにも記したとおり、条約を講義で参照する場合、英文を参照する。予習でも英文を読んできて、講義にも必ず英文テキストを持参すること。

和文を(も)正文とする条約は、多数国間条約にはほぼ皆無である。日本が当事者である二国間条約には和文を正文の一つとするものがあるが、それも、解釈の相違ある場合には英文による、と定めるものが多い。日本語の条約集に載っているのは、あくまで翻訳に過ぎず、法文を翻訳で理解しようとするのが極めて危険であるのは言うまでもない。

もちろん、予復習の手助けに日本語訳を使うのは大いに結構である。その場合も、必ず英文を読んてくること。

国際経済関係の歴史を法的に概観したものとして、酒井啓亘ほか『国際法』(有斐閣、2011 年) 第 5 編第 1 章第 1 節がある。国際経済関係に詳しくないと自覚する者は、目を通して置いて頂きたい。

参考文献【経済】(既に引用したものに加えて)

- 佐々木隆生「戦後国際経済関係の構想と原理」経済学研究(北海道大学) 30 巻 2 号 (1980 年)
- 佐々木隆生「戦後国際経済再編成と『国際協力』」経済学研究(北海道大学) 35 巻 3 号 (1986 年)
- ベン・ステイル(Benn Steil)『ブレトンウッズの闘い』(日本経済新聞出版社、2014 年)
- 牧野裕『IMF と世界銀行の誕生』(日本経済評論社、2014 年)
- 小林襄治「20 世紀の国際通貨システム」東京大学社会科学研究所(編)『20 世紀システム 1 構想と形成』(東京大学出版会、1998 年)

- 本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』(同文館、1991 年)
- Richard N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Perspective*, New ed., New York, Columbia Univ.Pr., 1980.
- Douglas A. Irwin et al., *The Genesis of the GATT*, Cambridge, Cambridge University Press, 2008.
- 中川淳司「国際開発体制と自由貿易体制の形成」東京大学社会科学研究所(編)『20 世紀システム 1 構想と形成』(東京大学出版会、1998 年)
- 山本和人『多国間通商協定 GATT の誕生プロセス』(ミネルヴァ書房、2012 年)

II. 安全保障

国際連合の安全保障構想を国際連盟のそれと比較した場合、どこがどのように異なるか。

- A) 連盟規約 10 条 (および不戦条約 1 条) と国連憲章 2 条 4 項
- B) 連盟規約 12 条・13 条と国連憲章第 6 章 (33 条以下)
- C) 連盟規約 15 条・16 条と国連憲章第 7 章 (39 条以下)
- D) 国連憲章 27 条 3 項に対応する規定は連盟規約にあるか?
- E) 国連憲章 1 条 1 項に対応する規定は連盟規約 (あるいは不戦条約) にあるか?

参考文献【安全保障】

- 紀平英作『パクス・アメリカーナへの道』(山川出版社、1996 年)
- 加藤俊作『国際連合成立史』(有信堂、2000 年)
- Ruth B. Russell, *A History of the United Nations Charter*, Washington, D.C., Brookings Institution, 1958.
- 高坂正堯「国際連合の成立」田岡良一先生還暦記念論文集『国際連合の研究』第 1 卷 (有斐閣、1962 年)
- 細谷雄一『『国際連合』の起源』法学研究 78 卷 8 号 (2005 年)
- 細谷雄一『『ユナイテッド・ネーションズ』への道(1)(2・完)』法学研究 83 卷 4 号、5 号 (2010 年)
- 細谷雄一「国連構想と地域主義 (1) (2・完)」法学研究 83 卷 9 号、10 号 (2010 年)
- 細谷雄一「モスクワ四国宣言と英米関係」法学研究 83 卷 12 号 (2010 年)
- 細谷雄一「国際連合創設への設計図」法学研究 84 卷 1 号 (2011 年)
- 瀬岡直『国際連合における拒否権の意義と限界』(信山社、2012 年)